

令和7年度 橋本市移住関連SNS運用委託業務仕様書

1. 業務名称等

事業年度及び番号 令和7年度 第2号

業 務 名 称 令和7年度 橋本市移住関連SNS運用委託業務

2. 業務目的

都市部在住の子育て世帯や橋本市出身の若者をターゲットに、Instagramを通じ橋本市の子育て環境や生活環境、魅力を発信することで、橋本市への関心を高め、「地方移住」を考えている潜在層に対し、認知拡大を目指し、Instagramから移住サイトへの誘導を促し、移住問い合わせ件数を増やすことを目的とする。

3. 適用範囲

本仕様書は、橋本市（以下「発注者」という。）が発注する「橋本市移住関連SNS運用委託業務」に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「受注者」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

4. 適用基準

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

5. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

6. 業務方針

橋本市を知らない地方移住を考えている子育て世帯に対し、子育て環境や魅力を発信し、橋本市を知ることで移住先の候補となり、また、橋本市出身の子育て層に対して橋本市で子育てしたいと思ってもらえるよう、両者を移住応援サイト「はしっこ暮らし」へ誘導し、移住相談件数増を目指す。そのため、市と連携し、伝わりやすく、わかりやすいコンテンツ（写真・動画・紹介文）を作成し、フォロワーの興味関心を引く投稿を定期的に行う。

7. 業務内容

前項に基づき、投稿する内容の企画、情報収集、写真や動画の撮影・編集、記事作成、記事投稿など企画から投稿までの業務を担うこと。

(1) 使用アカウント

橋本市公式Instagramアカウント

アカウント情報：	フォロワー数	4,411 人 (R7.2 月末現在)
	インサイト トップの地域	橋本市 30.9% 和歌山市 10.5% 大阪市 5.3% 岩出市 3.4% 堺市 2.2%

(2) 目標フォロワー数

年度末までに2月末フォロワー数から3400人増とする

(3)種類・頻度

項目	内容
戦略設計【1 カ月】 アカウント準備	・発注者がターゲットと考えている領域におけるインスタ市場の調査 ・KGI/KPI 策定 - 競合アカウント調査 - 発注者アカウントのポジショニング設計 ・アカウントコンセプトの策定 - プロフィール文章の作成 - プロフィール画像の作成 - CTA 画像の作成 ※ユーザーが特定の行動を促すために仕様される画像
コンテンツ基盤構築	・投稿方針の策定 - コンテンツ企画 - コンテンツテーマ提案 - 投稿のトーン&マナー（トンマナ）の策定 - 投稿表紙フォーマットの作成 ・コンテンツのすり合わせ ・ハイライト設計
月次運用 （8 月～3 月）	・レポート - 月に 1 回、1 時間程度の振り返りの時間を設定し配信分析やその他必要に応じてミーティングを行う。（オンライン可） ・コンテンツ投稿配信 - フィード投稿配信（6 件/月） ※3～5 枚を投稿 - リール投稿配信（4 件/月） - ストーリーズ投稿配信（16 企画/月） ※ハイライト含む - 市のイベントに関する投稿（5 件程度/年） ※企画作成・コンテンツ作成含む →発注者からの依頼内容を指すため、コンテンツ基盤構築の際に内容については協議するものとする ・撮影 - プロット作成やその他撮影を月に 1 回 8 時間程度 ※往復交通費含む ・運用広告配信 - 広告制作および入稿作業 50,000 円以上/月の広告を配信すること - 広告レポートの提出（1 回/月） ・コメント、DM 対応 - ユーザーからのコメントに対して、返信・いいねを行うコメントの選定 - 返信コメントの作成、返信対応、いいね対応
独自提案	Instagram 運用にあたって、効果的と考えるものについて企画提案上限額の範囲内で積極的に独自提案すること

(3)投稿について

- ・投稿内容及び投稿スケジュールについて発注者と受注者は協議を行うこと
- ・受注者は協議した投稿内容を作成するにあたり、効果的な投稿内容とすること
- ・写真や動画、BGM等の使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用することとし、許諾が必要な場合は発注者または受注者のどちらかが協議の上行うこととする
- ・写真については市保有分については投稿内容の協議の上提供するものとする
- ・投稿に使用する写真や動画は事前に発注者に確認をとること
- ・投稿に使用する写真や動画撮影をする場合の取材許可については発注者または受注者のどちらかが協議の上行うこととする
- ・受注者は投稿結果を分析し、課題や対策に関する提案を行うとともに、月に一回レポートとして提出すること
(6.(3) 月次運用中のレポート及び広告レポートを指す)

(4)記事作成について

- ・投稿記事は、興味関心を高める内容となるよう工夫すること
- ・発注者より編集依頼があった場合は速やかに対応すること
- ・リアルタイム性を重要としているため、投稿に支障のない範囲で投稿前に作成内容について発注者の承認を得ること

(5)広告配信内容及び時期について発注者と受注者は協議を行うこと

(6)本業務に係る投稿に対するコメント確認の実施

- ・投稿に対するコメントやDMについて、返信を行うコメントの選定を行い、発注者に必要に応じて確認し返信をおこなうこと。
- ・質問やネガティブな反応がないかを随時確認し、必要に応じて発注者に速やかに報告の上、対応を協議すること。

(7)その他

上記に掲げる業務の他に、情報発信に資する業務があれば、専門的な見地から必要な助言、支援を行うこと。

8. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとするが、協議により変更する場合がある。また、すべてにおいて市が指定する媒体により電子データを提出すること。

(1)業務委託完了報告書 1部

委託期間を通した取り組み内容を一覧化し、その成果、取り組みに基づいた分析、考察、次年度以降に効果的と考えられる提案を記載すること

(2)月次レポート

受注者は投稿結果を分析し、課題や対策に関する提案を行うとともに、月に一回レポートとして提出すること
アカウント運用の具体的な内容や成果（閲覧状況、いいね数、リーチ数、フォロワー数推移、インプレッション数など）、効果検証および今後の課題等について記載すること

9. 成果品の帰属等

著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は発注者に帰属し、発注者の承諾なくして貸与、公表、使

用してはならない。

10. 疑義

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

11. 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

12. 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理するものとする。

13. 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

14. 検査

受注者は、業務完了後は発注者の検査を受けなければならないものとする。なお、訂正等の支持を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

15. その他

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。